

平成 25 年度第 2 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 8 月 26 日（月）9 時 58 分～12 時 8 分		場所	佐倉市役所 議会棟第 4 委員会室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員 (五十音順)			
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、上野主査、舍人主査、平岡主査補		
	その他			
内 容				
議事				
平成 24 年度意見対応報告 (委員長) 前回は、平成 24 年度の懇話会意見に対する対応状況について報告を受けた。その中で再度、担当課に確認するようお願いした二点についてまず事務局から報告してもらう。なお、平成 24 年度の提言に対するやりとりは、今回で一旦終了としたい。委員各位もご了解いただきたい。 (事務局) 前回、介護保険制度上の包括支援センターという名称と、敬老会祝い品に関する二点について意見をいただいた。 包括支援センターについては、福祉全般の包括的な支援を行うことが難しい状況も踏まえ、親しみのわく愛称を検討する余地があるかどうかを再度担当課に確認した。担当課の高齢者福祉課からの回答は、これまで 7～8 年の間、包括支援センターという名称を使用しており、すでに相当この名称が普及していると判断しており、愛称を加えることに伴う経費も経費などを勘案すると、現時点では難しいが、今後、制度や箇所の変更など何かきっかけがあれば考えたいとのことだった。 次に、敬老会祝い品については、個々の地区社会福祉協議会の自主性に任せている部分であり、市側からその部分について見直し等を求めるものではないと考えている。今後も、個々の地区社会協議会で自主的に見直しや検討を図っていただきたいとの回答だった。 (宇田川委員) 当初意見を出した趣旨は、敬老会に対する市補助金の中身として、市の祝い品のほかに地区社協からの記念品が出るのなら、記念品を一本化し、浮いた経費を福祉部の別の事業に振り分けてはどうかというもので、地区社会福祉協議会の使途について意見を述べたつもりではない。 (事務局) 市補助金は、祝い品のためという名目で渡しているものではないとのことであった。 (宇田川委員) 記念品分的な要素があるなら削ってもいいのではないかという意味で意見を述べた。自分のほうでも社会福祉協議会と話したが、理解されたところとそうでもないところもある。 (委員長) 地区社会福祉協議会の自主的な判断が優先されているということなので、さまざまな意見や地域的な要望も踏まえながら考えていただきたい。その際、毎年同じことを繰り返すのではなく、本来の目的に即しながら、常にどういう方向がいいか考え、判断してほしい。その旨を事務局から伝えてもらいたい。				
(1) 平成 25 年度評価対象施策について (委員長) 次に、前回の第 1 回懇話会で選択した本年度の評価対象施策について、事務局から説明をお願いする。前回選択した 11 の基本施策について、それぞれ説明を受け、質疑をしていきたい。 次回から部局との意見交換が始まるが、直近の会議で議論の対象となる施策については、特に詳しく伺				

いたい。

(事務局)

資料 2「平成 25 年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール」について

スケジュールをご確認いただきたい。今日は第 2 回会議だが、第 3 回は防災防犯課、第 4 回は自治人権推進課、第 5 回は産業振興課を予定している。

資料 1「平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施計画基本施策）」について

資料 1 は第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画 57 基本施策のうち、今回検討いただく 11 基本施策の各課作成資料である。

1 頁から 9 頁までは、第 2 章 快適で、安全・安心なまちづくり 基本施策 5「防災体制が整備されたまちにします（防災）」及び基本施策 6「安全に暮らせるまちにします（防犯）」の 2 つの基本施策のうち、市民部防災防犯課に関する施策であり、9 月 24 日（火）に意見交換を行いたい。

10 頁から 26 頁までは、第 4 章 明日へつながるまちづくり 基本施策 3「商店街が元気なまちにします」、基本施策 4「さまざまな企業の活動が盛んなまちにします」、基本施策 5「企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します」、基本施策 6「雇用が安定したまちにします」、基本施策 7「住んでよし、訪れてよしのまちにします」の 5 つの基本施策のうち、産業振興部産業振興課に関する施策であり、10 月 15 日（火）に意見交換を行いたい。

27 頁以降は、第 6 章 とともに生き、支えあうまちづくり 基本施策 1「地域のまちづくり活動が盛んなまちにします」、基本施策 2「ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします」、基本施策 3「お互いの人権を尊重しあうまちにします」、基本施策 4「男女がともに参画できるまちにします」のうち、市民部自治人権推進課に関する施策について、10 月 1 日（火）に意見交換を行いたい。また、議会の都合上、部長が出席できない日が 1 日あるがご容赦願いたい。

それでは、資料 1、防災について説明させていただく。

災害には、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などいろいろあるが、この基本施策では、災害のうち、地震と豪雨を取り上げている。前回の第 3 次総合計画では、第 2 章「災害に備え、対策がとられているまちにします」というソフト面と、第 5 章「災害に強いまちにします」というハード面の 2 つの基本施策に分かれていた。当時の行政活動成果評価懇話会から「ハード面の整備のみでは、災害に必ずしも有効とは言えない。ハード面、ソフト面が連携して、罹災した時にとりこぼしが無い対策をとられたい。関係課と連携を行い、すべての災害を網羅した施策となるようにしていただきたい」と意見をいただき、第 4 次総合計画では基本施策がこの 1 つに統合されたという経緯がある。

1 頁をご覧ください。現状と課題については、一点目、地域における災害への備えとして、大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力することにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要であり、個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要がある。二点目として、防災体制の整備として、災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、市の災害対策体制の整備を継続的、計画的に進めていく必要があると把握している。

これらの課題に対応するため、一点目 防災意識の啓発、二点目 自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援、三点目 災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備 という三点が基本施策となっている。

2 頁は、これらの取り組みにおいて設定した 9 つの成果指標である。一点目、防災意識の啓発の成果指標として、防災啓発センター来館者数や地震体験者利用人数、自治会・町内会等の防災訓練実施回数を取り上げている。二点目、自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援については自主防災組織の団体数、三点目、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備、防災井戸、防災無線の設置数などを成果指標として捉えている。

3 頁、施策の総合評価というところでは、担当課から判断が難しいとの意見があり、成果指標をみた

うえて、総体的な判断をお願いしたいということを了承いただきたい。

防災啓発については、平成 24 年度に防災啓発センターに設置している地震体験車が故障し、修理のために約 8～9 か月使用できなかったことにより、センター来館者数が前年度を下回っているが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われた。訓練には、市職員を派遣し、防災についての講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行った。

災害体制の整備では、職員の非常登庁訓練や、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行った。

施設整備については、防災行政無線のデジタル子局 3 基の新設、12 箇所への防災井戸などの整備を行った。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールや PHS 電話の導入、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオの試験導入などを行っている。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法としては、住宅地から流出する雨水貯留タンクや雨水浸透マスが市民が設置する場合に設置費用の助成を行った。

急傾斜地の崩壊対策としては、千葉県により行われた工事・設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所の点検などを行った。

これらは、全てハード・ソフトの両面から検討し、実施できるものから着手し、できる限りの防災対策の強化に努めた。総括すると、基本施策につながる 9 つの成果指標のうち、6 つの成果指標が達成できている。未達成の 3 つの成果指標のうち、2 つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、これについては平成 25 年 2 月に修理を完了しており、平成 25 年度は通常通り利用されている。

これらのことから、担当課では、本基本施策は、概ね順調に進捗していると判断している。

続いて 4 頁、今後の課題について、説明させていただく。

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い、情報伝達手段の拡充を図っていきたい。防災行政無線は、現在市域の 50% をカバーする状況であることから、引続き子局整備を図る必要があるが、平成 32～34 年度までには既存の市内子局スピーカー施設を全て現在のアナログ方式からデジタル方式へと移行する必要がある。

また、豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきたいというのが担当課からの報告だった。

5 頁、事務事業の状況について、具体的な取組内容は実施計画第 2 回改訂版 207 頁から 230 頁までを参照いただきたい。例えば防災啓発施設整備事業では防災啓発センターの管理運営、防災訓練支援事業では、市主催の防災訓練や、自治会の行う防災訓練への支援協力などとしている。

事務事業の経費については、表中の平成 24 年度事業費(決算額)と、平成 24 年度人件費の合計としている。人件費は、事務担当に毎月これらの事業におおむね何時間かかっているかを入力してもらっており、これに単価を掛けたものである。ただ、担当の入れ方により多少のばらつきがあり、例えば昨年設置されて今年から本稼働している臨時災害 FM 放送事業については人件費 0 となっているが、昨年度は準備段階だったため時間をことさらに上げてはいないが、作業が全くなされていないというわけではない。表のとおり、災害・防災関係にかかる全費用としては、約 2 億 5 千万円となっている。

続いて、6 頁 第 2 章(6)安全に暮らせるまちにします について説明する。

この基本施策は、防犯、犯罪の対策と交通安全の対策という 2 つの施策から構成されている。第 1 に防犯に関する現状と課題は、治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動として、近年、自転車盗難、空き巣、車の部品狙いなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しており、こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があるというものである。取組み方針として、警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進するということがあげられている。

第 2 に交通安全に関する現状と課題として、交通事故件数と内容の変化については、佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏

まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があるというものである。取組み方針としては、交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図っていくというものである。

続いて7頁、ここでは4つ成果指標をあげている。防犯については、一番結果が表れるものとして、市内の刑法犯認知件数、自主防犯組織の組織数を出している。交通安全については、佐倉警察所管内の交通事故発生状況及び、交通安全移動教室の参加人数を指標として設定している。

8頁、施策の総合評価として、防犯と交通安全それぞれ取り組んだ具体の事業が表記されており、最後に総括として4つの成果指標のうち3つが達成できたとしている。交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されているが、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断できるのではないかと捉えている。あわせて、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断している。

9頁、今後の課題として、市内では251の自治会・町内会等があり、地域の防犯活動については、団体の規模もさまざまなので、地域に合った研修会の内容や方法について検討する必要があるということを出している。交通事故については、死傷者数は長期的に減少しているが、高齢者の死傷者数は上昇しているため、市や警察、交通安全協会、地域が連携して交通安全教室を開催し、交通事故の防止に努めたいと考えている。

事業の内容については、実施計画書(第2回改訂版)231～234頁に詳細があるが、安全な暮らしという基本施策に対して、防犯、交通安全という2つの施策だけでいいものかどうか、例えば防犯を例とすると街灯については4章に補助金があるが、本来はそういったものが必要ではないのか、今後どうしていくかという点を議論いただきたい。

災害に関しても、ゲリラ豪雨については下水道施設の整備といった部分で、対応しているところもある。担当部署では現在出されているものだけではなく、他にも関連する施策があるのではないかと、また、指標や総括の仕方は今のままでいいかなどについて、悩んでいる部分がある。

(委員長)

2つの基本施策について議論をする際、全体としての方向性の話と、ヒアリングに向けた論点の整理という両方の切り口があるが、本日は、次回ヒアリングの準備ということなので、先にそちらから検討したい。この場で、次回ヒアリングするときの論点、あるいは切り口を、各委員が共通認識する必要がある。今日の資料は大まかな概要を示したものであり、担当課から説明してもらう際に、改めて作成していただく資料では、基本的な施策をもう少し詳しい説明して求めたいが、どういった点を詳しく説明してほしいか、各委員の要望を出していただきたい。

また、重要なことは、担当部局としては、どのような論点について議論してほしいのか、どのような課題に係る意見を懇話会委員に求めるのか、こちらに投げかけてほしいという点である。

また、本日の議論で、各施策に共通する部分の質問が出たならば、ヒアリングを受ける部署の考え方を事前に調べ、まとめておいてほしい。

次回ヒアリングに関する論点、要望であるが、私から、まず、佐倉市の予想される災害には、歴史的にどのようなものがあるか出してほしいとお願いしたい。最近では竜巻など、今までにないものが増えているが、分かる範囲でいいので、明治以降、例えば三陸なら100年に1回、大きな地震があり、1000年に1回大きな津波があるなどといったように、佐倉としては、ゲリラ豪雨と地震があげられたが、歴史的な事実に基づいて、過去の災害を説明してほしい。事務局としても佐倉は地震と豪雨と洪水で足りるかと考えているか。

(事務局)

災害対策基本法では、「災害」を暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他大爆発などと規定しているが、法施行令では放射性物質の対応も含まれている。しかし、実施計画上では放射性物質対策は環境の分野であり、章が異なっているため、今回の議論は豪雨と地震に関してお願いしたい。ゲリラ豪雨に対応するものとしては、危険個所のがけ崩れも課題の一つとなっている。

(委員長)

地震対策においては東日本大震災より、むしろ阪神淡路大震災のほうが参考になるだろう。倒壊家屋で亡くなった人が何パーセントかというデータが出ている。佐倉市で耐震性が弱い建物がどのくらいあるか把握をしているか、また、耐震診断を実施しているか、また、耐震診断に対する補助金を出しているか。佐倉市として公共施設だけでなく、耐震性の弱い建物を全て把握しているか、公共施設は耐震化を進めていると思うが、市民の住宅に対しても進めなくてはいけないだろう。耐震性に劣る建物の耐震強化をどのように進めていくか、ここが災害時の死亡者を減らすポイントになると思う。そういう基礎的なデータを把握しているかどうかということが事業の中からは見えてこないが、現状はどうか。

(事務局)

資料 5 頁の既存建築物耐震改修等支援事業で対応している。この事業では、昭和 56 年の建築基準法改正前の基準で立てられた既存建物の耐震化にかかる経費の一部に対する補助金や、大雨等に対応する敷地のかさ上げに対する補助金を交付している。平成 23 年度では木造住宅の耐震診断は 80 件ほど行われており、そのうち補助を行ったのは 20 件程度となっている。

(委員長)

次に、災害への備えについてであるが、資料 1、1 頁に「自助・共助にむけた地域での取り組み」とある。元気な人たちは自助・共助が可能だが、なかなか自助ということが困難な人達もいる。阪神淡路大震災では自衛隊に救出された方はわずかで、近くの人が救出しているというのが圧倒的な数である。地域の人たちがどこにいて、どこに耐震の弱そうな住宅があるか、実際に倒壊した場合、一緒に救出する活動ができるか、お年寄りや車いすの方など災害に弱い人を把握しているか。福祉分野の検討時には把握しているとの話だったが、災害面からはどうか。個人情報関係で町内会には伝えないということもあるようだ。災害時に避難弱者を把握するためのシステムについては、どういう事業が関係してくるか。

(事務局)

自主防災組織支援事業や防災啓発事業などが関係すると思うが、訓練に来られない人にどう伝えていくかが課題である。防災無線や防災マップの配付などを行っているが、引き続き考えていきたい。

(委員長)

以上のようなことが今後の論点になると思う。各委員からはどうか。

(目等委員)

防災も防犯もそれぞれ町内会長に詳細なアンケートを取っているが、その結果は知らされていない。資料を見ていると、自助・共助など、地域を強調し、地域に投げている印象を受ける。行政にできる範囲、行うべき範囲については理解している。そのうえで申し上げるのだが、昨年・一昨年と詳細なアンケートがあり、行政では地域の実際の苦労や問題点をつかんでいると思うが、その部分についてどう考えているか、どうするか知らせてほしい。

(事務局)

昨年度、地域防災計画のためアセスメント調査を行い、そのためにアンケートを取ったと思われる。そこから得られた地域の抱える課題や問題点について、どう認識しているかということについて、担当課に確認したい。

(目等委員)

地域に自分たちのことは自分たちでと言っても限界もある。また、別の面からの話であるが、東日本大震災時に、丁度この庁舎内で会議中だった人の話では、当時、避難等の指示は何もなかったと言っていた。自分の方からは、行政は仕事を継続するということが第一にあるので、それをいかに地震対応にシフトするか、災害があったら、対応体制をまず組むので、それを判断するのに判断しきれなかったのだろうと答えたが、それでよかったのかという疑問がある。

(事務局)

実際、その日は地震が起きると外に出るといって繰り返した。

(委員長)

この建物は耐震性に劣るという認識を皆がしていたからではないか。東京都千代田区あたりの新しい建物では、建物内のほうが安全なので、地震の時には外に出ないと言われていた。

(宇田川委員)

防災防犯課で言っている災害については、地震とゲリラ豪雨などの自然災害を指しているようだが、インフラで耐用年数が到来していて自然崩壊するものがある。点検しておらず危ないものもある。そういうことは今回対象とされていないが、対応する部署があるのか。ここでいう自然災害だけによる災害だけでなく、インフラによる災害は議論されるのか、されないのか。防災対策では、必ず高齢者・障害者などのいわゆる弱者への対応が出てくる。担当課に福祉部や高齢者福祉課も関連させる必要があるのではないか。

(事務局)

耐用年数の到来するインフラへの対応については、一つの例として、実施計画書(第2回改訂版)p.488に下水道施設(雨水)改修事業がある。今あるものを改修するインフラ系については、下水・上水・道路橋梁などそれぞれ別に事業があり、災害に集約しているものではない。福祉に関しても障害・高齢など各々の施策の下にあり、災害別に全部が対応しているものではない。

(宇田川委員)

自然災害による被害については、庁舎など公共施設にも被害が出るだろう。庁舎や道路については自然災害がなくてもそれそのものが被害を及ぼすことはありうるのではないか。資料を出してもらったときに、インフラの中で耐用年数的にこういうところが危険だというものや他市町村の先進的な例などは出せるのか、出せないのか。把握しているのか、していないのか。聞いたところでは佐倉市内だけでそれらの対応に400億円くらいかかると言われているが、どうなのか。

(事務局)

全資料は難しい。

(宇田川委員)

一部でもかまわない。

(宇田川委員)

市民が普段大丈夫なのかと思っているようなものの実態について、市は把握しているか。

(委員長)

ハザードマップはあるか。分野別のものか。

(事務局)

各々のハザードマップは存在する。例えば急傾斜地については千葉県が作成しており、市内で188箇所存在している。ただ、県も図面から把握しており、個人宅なので補助にも限界がある。

(宇田川委員)

災害については、防災防犯課だけが対応できる範疇ではない。今回はここに絞るしかないが、いろいろな課が関連しており、横断的に議論しなければ、ここだけで防災の議論ができたとは言えないのではないか。

(事務局)

先ほど話の出たインフラの関係について、総合計画の中では、第2章の防災の中には入っていない。公共施設については、現在、資産管理経営室が全体の施設について台帳を作り、更新については今後検討していくことになっている。道路や橋や上下水道などの公共インフラについては、5章で長期的な更新について検討されている。下水道は長寿命化計画が作成されており、橋梁は今作成している。市内のトンネルは1箇所あるが、これは新しいので個別に見ていく予定である。上水道は公営企業で運営しており、こちらも長寿命化計画が作成されており、基本的にはそれぞれのインフラで見えていくことになっているが、建物の管理は各担当課に分かれているので、資産管理経営室が全体計画を立てることになっている。広い意味では防災だが、ここでの2章には入っておらず、概算レベルで参考程度にお示しする程度となる。

(事務局)

防災担当課で行っている、コアとなる事業と、他のやっているインフラ系、耐震など周辺事業とに分けた上で、市民の防災という観点からは、コアな事業と周辺事業を含めて全体で安全な街を作るんだというという説明が必要かと。全部の事業をこの部分で抱えるのは不可能だが、説明資料としては必要だということではないか。

(事務局)

おおまかなものは用意できると思う。

(宇田川委員)

この場では自然災害に関してどう対応していくかということになるか。

(事務局)

地域防災計画は風水害・地震の対応が主なものである。今回、福島の関係もあったので、放射能も入っている。

(浅田委員)

原発・放射能問題は気になる部分だ。千葉県のすぐ近くに別の原発もある。どのように市民を守るかという発想や対策を考えておくべくべきではないか。

(事務局)

地域防災計画ではそこまで掲載されていない。原子力の問題は国が行うべき部分、県が行うべき部分、基礎自治体である市が行うべき部分と分かれており、市がすべて対応できるものではない。

(浅田委員)

市がやるのはどの程度のものか。

(事務局)

市が行っているのはまず除染である。今回の事故で環境省が中心となって構築された枠組みの中で市としておこなっているが、このこと自体が試行錯誤を重ねており、定型的なものではなく、また、時間の経過でも変わっていつている。

(浅田委員)

今回の事故は、国の対応が遅くなり、最悪の事態を招いたと考えている。その中で、市としてどうしていくかを検討してほしい。

(事務局)

市では空間放射線量の測定を行い、公表し、必要があれば除染等の対策を行う。経費については国の補助がある。

(浅田委員)

近い場所だけでなく、遠いところに放射能が行くので、その部分も心配だ。

(事務局)

佐倉市でも、空間放射線量の測定を継続し、注意を怠らないようにしている。

(委員長)

ホットスポットのようなところはあったのか。

(事務局)

環境省のいうところである、周りよりも線量が高い地域というものはなかった。重点調査地域になったのは、上空から見たときに一部の地域でほんの少し該当するところがあり、心配される方がいることから、念には念をいれて、調査や除染を行うため、指定を受けるよう手を挙げたという経緯がある。重点区域の指定については、それぞれの自治体の判断があって行われたものなので、佐倉市より値が高くても風評被害への懸念などで指定を受けることを控えた自治体もあった。基本的には、調査時点でかなり低かったため、今の時点で測定すると重点調査地域の基準に該当市内可能性が高い。こちらで測定しているものも時間とともに数値が下がっているため、同じ県内でも東葛地域のような状況ではない。

(高橋委員)

今の、放射能関係に関連して、学校に除染した土がそのまま置いてあるが、あれはどのように考えられているのか。例えば臼井小も積まれたままでは。いくつかの学校や施設でも山積みでビニールが掛けられているが、見通しはどうなっているか。

(事務局)

現時点では、仮置場を用意して移したいのだが、その目途がたっていない。移すところがないので、いったんその場所に置いて上下を返してシートを被せて養生するしか方法がないと地域に説明している。一部は地中に埋めて覆土している。できない場所は上下を返してシートを掛けしている。除染した土をもって行く場所については、候補地周辺と交渉したが、やはり来られるほうは反対となるため、難し

い。今どこかに移すということは、現実的にできる状況ではない。もう一点、国が仮置き場と言っているのは法の基準による 8,000 ベクレル/kg 以上のものであり、除染した土だからといってすべて対象となるものではない。佐倉市の場合は 8,000 を超えていない可能性が高い。

(高橋委員)

次に、資料 1 頁「4 施策」について詳しく聞きたい。まず、「防犯に対する知識・意識の普及を図ります」というが、市民の方が現在このくらいの意識だからここまでは高めたほうがいいとか、この分野が弱いから強化したいといった目的意識に基づくものなのか。防災は市がすべてできるものではない。市民一人ひとりの備えへの意識が高くなければできない。いくらこうやってほしいと市から言ってもできるものではない。どのようなことの普及を図りたいのか、実態はどうか。毎年同じことをただやるのではなく、そういうことを伺いたい。二点目として、「地域における災害への備えを支援します」とある。私の家のあたりは瓦屋根の家が多く、自宅も棟がつぶれて農協の火災保険で直した。市がすべての災害宅への補助を出すことはできないので、保険の紹介や、備えへの取組みについて説明や支援を考えてほしい。三点目の「災害に備えた体制を整備します」についても、現状などもう少し詳しく説明をしてもらえると意見と方向性が見えてくると思う。

(事務局)

次回、担当課からも資料を用意し説明するようにしたい。ただ、施策としてこういう事業がもっとあればいいというのではないかという部分と、現在行っている個別事業について、もう少し詳しく評価したいという部分が両方あり、事業と施策レベルの議論が混在すると、懇話会として意見のとりまとめが難しくなるのではないかと。

(高橋委員)

東日本大震災では自宅周辺で棟が壊れ、個々の家で直している。私の実家の宮城県栗原市では震災時に 2 回、大きな地震があったが、実家周辺の家はあまり壊れていない。今回、自宅修理には 300 万円程度かかってしまった。佐倉市内でも佐倉高校の下あたりなど、揺れの激しい場所があったと聞いている。市は諸々の備えについて、どれくらいのレベルでどう対応をしようとしているか伺いたい。

(委員長)

では、これらを担当課に伝えて資料を準備していただきたい。

(神委員)

防災訓練について、災害が起こったらどうするかについては分かった。佐倉市に歴史的にどのような災害があり、どの程度の大きさまでの対応を想定しているかは市の考えがあると思うが、もし長期的に仮設住宅での生活という局面に入った場合、市はその後の想定はしているか。活動訓練や啓発の中身を、生活再建や復興まで含めて考えているか知りたい。先ほど目等委員からも東日本大震災のときに市がうろたえていたと聞いたが、その経験をその後の訓練に生かしているか。また、福祉の関係になるが、災害弱者がどういうことに困ったのか、積極的に把握しているか。特に、精神・知的障害など、体はしっかりしているが他の人とコミュニケーションをとるのが難しい方はどうだったかについて把握しているか。あと、訓練や啓発について町内会にかなり頼っているという印象を受ける。町内会が全体的に機能しているか。古い地域はしっかり機能していると思うが、新しい街、例えばユーカリが丘などはどうか。市川などでは町内会や自治会組織がなく、すべてを管理会社が行うことをセールスポイントにしているマンションもある。そのような場合、市はどうするのか。関連して、町内会だけではなく、NPO や市民の活動もあるが、それが防災や防犯にどう関連し、市はどう想定し、関わっているか伺いたい。

(浅田委員)

私はユーカリが丘で自治会役員をしているが、自主防災組織もある。今週末に自主防災会主催の防災訓練があり、市から地震体験車と職員に来てもらう。ただ、参加者がなかなか集まらず、啓蒙が難しい。それぞれの地区で班長が強制的に 2 人集めるということもしている。災害時には、社会的弱者、例えば病人を抱えるご家庭や要介護者をいち早く発見することが課題なので、自主防災組織では旗を使って把握する。災害時に問題のないご家庭は玄関先に旗を出してもらう。旗のないところは問題があるということなので、発見につながる。手助けが必要な要介護者やご老人などのうち、個人情報に同意した人についてはリストアップして班長にだけ配るということもする。やはり初動が非常に重要であり、弱者をどう守るかを考えている。あとは災害が起こった時には自分の身と、自分の家族を守るのが最優

先と言っている、その次に周りの弱者を守り、そして町全体が被災から免れるということにつなげたい。
(宇田川委員)

障害者や弱い立場の人を視野に入れない防災対策というものは、これからはないだろう。
今、防災訓練の話が出たが、自分たちは3年前から行政や消防署に頼らない防災訓練を意識して行っている。災害が起こったら、最低3日間、場合によっては1週間現場に出られないことも考えられる。それならば、平常時は支援してもらおうが、いざ起きたときには来られないのだからと、4年前まではしご車や地震体験車など珍しいものを使った防災訓練だったものを、避難誘導などの訓練に切り替えた。その中で、耳の聞こえない人から、話をされても何を言っているか分からないと言われ、そういう問題もあることに気が付かされた。行政も私たちは最初の3日間は行けません、地域の皆さんで自助・共助でやってくださいよと言えればいい。防災課はそういう方向になっているようだが、私は歓迎する。市がやることをきちんとやる中でそう言うてくれて私はかまわない。地域が目覚めるための啓発をするべきだ。

(吉村委員)

防災行政無線は現在50%とのことだが、高くないと思われるが、この数字に危機感はないのか。計画の中では平成27年度までに61.67%とのこと、費用がかかるものかもしれないが、このペースでいいものかどうか。エリアメールについて、若い人たちは携帯電話など使いこなしているが、高齢者などは難しいが、どう考えているか。雨水貯留タンクや雨水浸透ますについては、どの程度費用が掛かるもので市民の設置を啓発するということでもいいものなのかどうか分からない。自宅近くのものは小学校の下にあるものなので、それをイメージすると町内会で設置するのは大変だと思う。そのあたりを詳しく説明願いたい。また、先ほど宇田川委員からもお話しのあったように、東日本大震災以降、町内会の防災訓練の意識が非常に変わってきているということだが、研修会の内容、支援方法の内容を検討する必要があるという点について、どのような問題があるか伺いたい。

(委員長)

各委員から関心のある部分について意見が出たので、事務局で項目整理をしてもらったうえ、各委員は次回までに担当課から説明を受けたい部分について事前に事務局に伝えてほしい。また、口頭説明では足りない部分もあるので、本日の資料以外にも作成願いたい。数値についても、防犯は22～24年度と動きがあるが、防災は24年度のみとばらつきがある。例えば3年間とか、平均など、分かりやすく作成してもらったうえで、とりわけ担当課がどんなことに悩んでいるのか問題提起をしてもらいたい。佐倉市をよりよく災害に強いまち、安全なまちにするために議論する場であり、こうしましょう、ああしましょうと考えていきたいということを十分伝えてほしい。

(事務局)

先ほど下水道等の話も出て、その際は担当課が土木河川課などにも及ぶが、次回呼んでいるのは防災防犯課なので、防災・防犯に特化した形でよろしいか。さまざまな課が来ると話が深まらないおそれがある。

(委員長)

下水道についても下水道普及率はまだ100パーセントにはなっていない。普及率を上げる経常的な施策と、災害の際どこが弱くなるかといった、災害に特化した施策がある。道路や橋梁、急傾斜地もそうだが、災害対策に特化してどこが特に危険で、どういう対策を取るかということがしっかりできていれば、防災という名称で下水道の話をするわけではない。そこを抑えてもらえればいい。

(事務局)

次回の議論は施策全体をとらえるものの防災・防犯を中心ということによろしいか。

(浅田委員)

震災以降、災害対策のための部局を超えたプロジェクトはあったのか。

(事務局)

震災時は1時間おきに部長会議が開催され、対応方法について協議されたがその後は特にはない。

(委員長)

大災害時に、通常業務をストップして、災害のための組織を作ることになっていたと思うが、東日本大震災時にどう機能したのか。

(宇田川委員)

今の委員長のお話に関連するが、非常登庁訓練は避難所近くに住んでいる市職員が来る。避難所ではいろいろな課の職員が集まり、器具の使い方などの訓練はするが、避難所が開設された際、部署の違う職員同士がどう動くかなど、その辺の訓練までしているか。

(事務局)

そのあたりは次回、担当課を交え議論いただきたい。

(宇田川委員)

そこからいろいろ防災担当課では出てこない話が出てくる。

(事務局)

施策全体の議論は重要だが、今回は防災防犯課のみなのでその点をご理解いただきたい。

(委員長)

次回資料として、防災マップや交通事故発生地点も示してほしい。

では後半で、自治人権推進課と産業振興課管轄の説明をお願いしたい。そのうえで、事前議論をどのようにするか相談したい。

(事務局)

では資料 1、27 頁をご覧ください。

6 章基本施策(1) 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします という施策については、現状と課題の一点目として、コミュニティ形成の促進が挙げられる。市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要がある。--また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となる。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっている。もう一点は、市民協働について。市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があるということで、主な取り組みとして 28 頁に 5 項目を挙げている。一点目は、まちづくりに対する市民の関心を高める、二点目は、地域のまちづくり活動の環境を整備するということで、活動場所としてのまちづくり協議会の設立支援などに努めている。三点目は、市民憲章推進事業が主なものであり、市民活動の情報交流を推進する環境整備を行うというもの、四点目は、各種コミュニティ活動への支援、これは主に自治会の活動支援であり、五点目は、コミュニティの活動拠点の確保ということで、活動を行う場所、コミュニティ施設、地域集会所自治会などの拠点の整備である。

29 頁には成果指標を示している。まちづくりの状況としては、まちづくり協議会の数や認知度を指標とし、地域コミュニティ活動の支援にかかる成果としては、地域活動の数などを挙げている。

30 頁、総括として、まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断している。地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断している。地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断している。コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断しており、本基本施策につながる 11 の成果指標のうち 9 の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断している。ただし、担当課内に、施策の進捗度を、成果指標の達成状況のみで判断してよいものかという意見もある。

なお、今後の課題として、集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加していることや、自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要だと認識している。

次に、32 頁(2)ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします という施策について説明させていただく。市民活動が盛んになるためにはどのような施策を行うかということで、まず市民公益活動への意識を高めること、また、団体、個人が活動しやすい環境の整備などの支援を行うことが、課題である。33 頁にまちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合という成果指標があるが、市民意識調査で、市民活動が「盛んだ」「まあまあ盛んだ」と感じる市民の割合は、平成 24 年度で 35.9 パーセントとなっている。その割合を高めていく必要があろうかと思っている。施策評価としては、3 つの成果指標のうち 2 つが達成されているので、おおむね順調に進捗していると判断している。なお、担当課から

は、もちろん行政としてのきっかけ作りなど、やれることはやるが、防災・防犯同様、何よりも地域活動をやっているという人達の意識を継続し、参加者のつながりの維持・継続が重要だという意見がでている。

続いて 35 頁(3)お互いの人権が尊重しあうまちにします について説明させていただく。

佐倉市では、平成 9 年 2 月に「人権尊重・人権擁護都市宣言」を行い、同年 9 月に「佐倉市人権施策推進指針」を策定し、別添資料のとおり、人権尊重のまちづくりに取り組んできた。この間、人権尊重社会に向けた取り組みが大きく広がるなど、一定の成果は見られたが、その一方で、いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンスのほか、情報技術の発達などにより、新たな人権課題が生じるようになった。また、人びとの人権意識の高まりなどによって、これまで社会的に注目されていなかった事柄が人権課題として認識されるようにもなっている。これらを踏まえ、市では指針を改定したという形になっている。それに基づき施策に取り組んでいるが、37 頁に総括として、本基本施策は、数値で判断することは難しい面もあるが、学校や地域の啓発活動、行事などを行ったことから、継続して展開できるような支援を行っていきたいとしている。

続いて、38 頁(4)男女がともに参画できるまちにします についてである。

施策として、男女平等についての意識の啓発、男女が対等な立場で参画できる環境の整備、身近な活動拠点である男女平等参画推進センターの機能の充実、DV 対策の推進を挙げている。

40 頁では、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しいとしているが、別添の男女平等参画基本計画【第 3 期】に基づき、啓発などに取り組んでいくこととしている。例えば、男女平等参画基本計画【第 3 期】4 頁 体系図、これは人権でも防災、防犯、地域活動すべてにおいて共通していることであるが、男女平等参画は、男女がともに参画できるまちにしますという基本施策で完結するものではなく、この総合計画にぶらさがるすべての基本施策につながっているものと考えている。

(委員長)

事務局の説明に対して質問、意見があればお願いしたい。自分からは、4 つの基本施策のうち、1 と 2 の違いがよくわからなかった。NPO などの市民公益活動とそれを包括したまちづくり活動、この 2 つは並立ではなく包含されている概念なので、少し変な組み立てではないか。また、男女平等と人権の関係も、人権という大きい円の中に男女平等画がある。そして、その 1.2 と 3.4 の関係も含めて 1 回で全部整理するのは難しいとも思われるがどうだろうか。

(神委員)

事務局からも話があったが、人権にかかる施策は啓発のみである。これだけを点検するよりは、ほかの施策で人権的な目で見えていけばいいのではないか。この施策のみ取り上げても、教育がなされているか、知識の向上が図られているか行政委員はどうかという観点になってしまう。それより行政が人権に関わるという点では、ひとり親の支えや非常時の障がい者への対応について充実させることが人権行政としてあるべきところではないか。人権と女性を分けているのは国の意向もあるのかもしれないが、その点検よりは、市民活動を取り上げたほうが、意味があるのではないか。

(委員長)

例えば、先ほどの防災・防犯について議論する中でも、人権的な見地に立っているか、男女平等の視点は入っているか、という部分を入れておき、忘れないという見方のほうが重要ではないか、そして、担当課の皆さんはこの部分について配慮しているかということを検証していく、ということか。

(神委員)

その通りだと思う。

(委員長)

特に委員の中から要望がなければ、第 6 章では基本施策(1)(2)に重点を置いてヒアリングをしてはいかがか。

(目等委員)

懇話会意見書の作成にあたり、必ず担当課と何がしかの議論をしなければならないということはないか。

(事務局)

担当課と意見交換をしなくては意見書に掲載できないということはない。前回及び今回の議論に基づ

き意見を掲載することは可能だろう。ここについては、意見交換はしないが、こういった視点を入れてくれというほうが望ましいといったこともあるのではないかな。

(目等委員)

時間が限られる中では、その方が議論も深められる。

(浅田委員)

その方がいいだろう。

(目等委員)

女性問題は昔かなり軽視されていたが、当時と比べて状況は改善されている。もちろん無視していいものではないが、防犯などの施策の中でも、議論の中に入れていくというならばその方がいいだろう。

(浅田委員)

佐倉市として男女共同参画や人権問題に対し、特に力を入れているということはあるか。

(事務局)

現時点で、それだけを特化しているわけではない。先ほどからの話の流れにあるように、すべての施策に反映させるものであるし、ミウズといった拠点もあり、啓発は続けなくてはならない。

(目等委員)

同和問題は抱えているか。施策に見当たらないようだが。

(事務局)

事業の内容としては入っている。実施計画書(第2回改訂版)では541頁、人権教育推進事業がそれである。人権教育施設の維持管理事業ということで、拠点整備を行っている。

(目等委員)

指定校はあるのか。

(高橋委員)

今は指定校はないと思われる。

(宇田川委員)

このテーマは数値で判断することも難しいので、委員長意見に賛成する。

(2) 部局との意見交換について

(委員長)

次回9月24日に防災・防犯についての議論をしたうえで、会議後事前準備をしておくということと、次の産業振興課も5施策あり、商店街・企業活動・企業誘致・雇用・観光と幅広いので1回での議論は難しいと思うのだがどうか。

(目等委員)

予備日はあるか。

(委員長)

2回に分けてヒアリングを行うことは可能か。企業活動や企業誘致をここで意見交換して有意義な意見が出るだろうか。

(浅田委員)

観光は意見交換しやすいテーマだと思う。

(委員長)

観光は外せない部分だと思うが、企業誘致はどうだろうか。

(浅田委員)

産業構造や将来構想を見ないとなかなか議論が深まらないのではないかな。

(宇田川委員)

優良企業の誘致に向けたことなど、逆に聞きたい部分もある。

(委員長)

企業誘致については、工業団地や工業用水のためのダムを作ったのに企業が来てくれず、ダムを廃止したような苫小牧のような例もある。

(浅田委員)

震災後、故郷に戻りたくても働く場所がないから帰って来られないという問題を抱えた地域もあるが、佐倉にはどんな魅力がある、住んでよし、訪れてよしという夢のある話からしてはどうか。

(委員長)

そういった意味では、観光と商店街に絞るというのも1つの案かと思うがいかがか。次回、防犯防災について担当部局との意見交換した後、人権についての事前準備を行うが、その後で少し時間を取って産業振興のテーマを検討するか。

(目等委員)

意見交換の時間配分はどのような想定か。

(委員長)

昨年は2時間意見交換した後、1時間程度、説明や議論をしたということもあった。実際、1時間半から2時間意見交換をしないと議論が深められないというところもある。

(事務局)

交流人口という広い視点で佐倉市の魅力や情報発信となるとそれだけで結構なボリュームがあり、商店街も入れられるかどうか、時間的に厳しいかもしれない。

(3) その他

次回のスケジュール確認

(12時08分 終了)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第2章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(5)	防災体制が整備されたまちにします （総合計画 P86）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	企画政策部 広報課、市民部 防災防犯課、土木部 土木河川課、都市部 建築住宅課、都市部 開発審査課

2 現状と課題

○地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

○防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

3 基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。

また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

4 施策

○防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

○地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

○災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
防災啓発センター来館者数	人	3,851 人 (前年度より増)	↓	4,437 人 (H23)
地震体験車利用人数 (館内)	人	145 人 (前年度より増)	↓	2,123 人 (H23)
自治会・町内会等の防災訓練実施回数	回	66 回 (60 回)	↑	79 回 (H23)
自主防災組織の団体数 (組織率)	団体	88 団体(50%) (新規 5 団体)	↑	81 団体 (H23)
防災無線施設の整備率	箇所	102 箇所(57%) (104 箇所)	↓	99 箇所 (H23)
防災井戸設置数 (総数)	箇所	41 箇所 (39 箇所)	↑	29 箇所 (H23)
災害共済事業加入世帯数	世帯	3,553 世帯 (3,500 世帯)	↑	3,500 世帯 (H23)
災害共済事業給付全件数	件	13 件 (-)	↑	9 件 (H23)
急傾斜地対策工事箇所数	箇所	15 箇所 (13 箇所)	↑	13 箇所 (H23)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

防災啓発では、地震体験車の故障により防災啓発センターの来館者数は前年度を下回っていますが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われており、市職員を派遣し、防災講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行いました。

災害体制整備では、職員の非常登庁訓練、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行いました。

施設整備については、防災行政無線（同報系）のデジタル子局3基の新設、広域避難場所12箇所への防災井戸の新設並びにミレニアムセンター佐倉の防災井戸の改修などの整備を行いました。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールやPHS電話の導入、避難所配備携帯電話へのメール機能の追加、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオを試験導入し、自治会や自主防災組織、関係機関へ配布を行いました。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置する場合に設置必要の助成を行いました。

急傾斜地の崩壊対策として千葉県により行われた工事、設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所を点検しました。

ハード・ソフトの両面から実施できるものから着手し、防災対策の強化に努めました。

総括として、基本施策につながる9つの成果指標をみると、6つの成果指標（66.7%）が達成できました。また、未達成の3つの成果指標のうち、2つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、平成25年2月に修理を完了しており、平成25年度は通常通り利用されています。

これらのことから、本基本施策としては、概ね順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

7 今後の課題

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い情報伝達手段の拡充を図る必要があります。

また主たる情報伝達施設である防災行政無線（同報系）は、現在市域の50%の整備状況であることから、引続き子局整備を図る必要がありますが、新スプリアス基準には適合しておらず、将来的（平成32～34年度まで）には市内子局スピーカー施設を全てデジタル化への移行が必要となります。

また、避難所、支部とともに一部庁用車に設置している防災行政無線（移動系）も同じくデジタル化への移行が必要となります。

8 今後の取組方向

（「概ね順調に進捗しています」から「順調に進捗しています」となるために）

災害時における情報をいち早く伝達することは、被害の軽減につながることから、市内への防災行政無線子局設置を引き続き整備するとともに、防災ラジオや災害時臨時FM局などの複数の情報伝達手段の構築を図ります。

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化に向けた計画的な改修整備を図ります。

また、防災対策においては、自助・共助が基本であることから、市民一人一人の防災意識の高揚を図るため、防災啓発とともに自主防災組織などへの支援を引き続き行います。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきます。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
防災啓発施設整備事業	9,249千円	669千円	9,918千円	207
防災訓練支援事業	673千円	7,586千円	8,259千円	208
防災啓発事業	557千円	1,891千円	2,448千円	209
自主防災組織支援事業	3,534千円	7,184千円	10,718千円	210
危険ブロック塀等転換助成事業	138千円	704千円	842千円	211
既存建築物耐震改修等支援事業	14,011千円	7,888千円	21,899千円	212
災害救援体制整備事業	46,015千円	3,659千円	49,674千円	213
防災資器材等管理事業	11,910千円	5,873千円	17,783千円	214
災害情報伝達事業	8,513千円	4,766千円	13,279千円	215
防災対策計画事業	9,463千円	5,624千円	15,087千円	216
臨時災害FM放送事業	9,830千円	0千円	9,830千円	217
防災施設整備事業	54,728千円	3,321千円	58,049千円	218
災害共済事業運営事業	187,573千円	61,879千円	1,602千円	219
河川維持管理事業	2,823千円	2,315千円	5,138千円	220
河川改修事業	3,100千円	160千円	3,260千円	221
勝田川（上志津原地区）改修事業	1,075千円	33千円	1,108千円	222
南部川改修事業	0千円	133千円	133千円	223
上小竹川改修事業	0千円	0千円	0千円	224
調整池維持管理事業	8,026千円	3,993千円	12,019千円	225
調整池改修事業	1,869千円	234千円	2,103千円	226
調整池整備事業	522千円	2,898千円	3,420千円	227
急傾斜地崩壊対策事業	0千円	1,779千円	1,779千円	228
宅地耐震化推進事業	0千円	266千円	266千円	229
災害対策本部移設事業	0千円	838千円	838千円	230
合計	186,036千円	61,814千円	249,452千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第2章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(6)	安全に暮らせるまちにします （総合計画 P88）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	市民部 防災防犯課、土木部・道路維持課

2 現状と課題

○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動

近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。

○交通事故件数と内容の変化

佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

3 基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。

また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します

4 施策

○犯罪の防止を図ります

警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。

○交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
自主防犯活動団体数	団体	159 団体 (151 団体)	↑	152 団体 (H23) 148 団体 (H22)
市内刑法犯認知件数 (年)	件	1,631 件 (前年より減少)	↑	1,758 件 (H23) 2,133 件 (H22)
佐倉警察署管内の交通事故発生状況	件	582 件 (前年度より 減少)	↑	623 件 (H23) 667 件 (H22)
交通安全移動教室参加人数	回 人	33 回 2,712 人	↓	33 回 2,755 人 (H23)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

（防犯）

- ・自主防犯活動団体に防犯資器材（腕章・タスキ・拍子木・誘導等）の貸出を行いました。
- ・地域の防犯活動のリーダーとなる防犯指導員を対象に防犯研修会を実施しました。
- ・駅頭2か所で防犯キャンペーンを実施しました。
- ・佐倉警察署管内防犯組合連合会への負担金を交付するとともに、連携を図りました。
- ・市内4か所に街頭防犯カメラを設置しました。
- ・佐倉市暴力団排除対策協議会の設立など、暴力団排除の取組みを推進しました。
- ・犯罪発生の恐れがある空き家について、所有者等への適正管理を依頼しました。

（交通安全）

- ・交通安全対策協議会を開催しました。
- ・交通安全対策に関する警察等への要望を行いました。
- ・交通事故相談を行いました
- ・通学路横断旗、横断缶、ストップマーク等を作成しました。
- ・信号機及び規制表示設置に伴う道路交通量調査を委託し実施しました。
- ・交通安全移動教室を開催しました。
- ・パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施しました。
- ・交通安全啓発看板を設置しました。

（総括）

本基本施策につながる成果指標をみると、4つのうち3つの成果指標（75%）が達成できました。

交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されており、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断します。

また、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	●	概ね順調に進捗している		半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

7 今後の課題

- ・市内には251の自治会・町内会等があり、地域防犯活動に対する理解や取組みも様々です。その点を勘案し、研修会の内容等や支援方法を検討する必要があります。
- ・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向にあるものの、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死傷者数は増加傾向を示しており、また、自転車関連事故も増加の傾向にあります。

8 今後の取組方向

- ・犯罪抑止を図るため、引き続き事業を実施します。なお、より効果的な地域への支援方法・啓発事業を検討します。
- ・高齢者対象や自転車対象の交通安全教室を市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下開催し、交通事故の防止に努めます。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
地域防犯活動推進事業	6,899千円	14,235千円	21,134千円	231
交通安全対策事業	1,223千円	4,899千円	6,122千円	233
交通安全啓発事業	2,069千円	6,687千円	8,756千円	234
合計	9,090千円	25,821千円	36,012千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(3)	商店街が元気なまちにします（総合計画 P118）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○個店の経営状況の悪化

本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。

○商店街機能の衰退

個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

3 基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。

また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

4 施策

○魅力ある商業地を形成します

市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市内商店会数	商店会	17 商店会 (17 商店会)	↑	17 商店会 (H23)、17 商店会 (H22)
街路灯を管理する商店会数	商店会	15 商店会 (15 商店会)	↑	15 商店会 (H23)、15 商店会 (H22)
産業振興ビジョン進捗率	%	44.7% (50%以上)	↓	70.9% (H23) ※着手率
ユーカーリフェスタ入場者数	人	25,000 人 (46,000 人)	↓	52,000 人 (H23) 30,000 人 (H22)
白井ふるさとにぎわい祭入場者数	人	20,000 人 (22,000 人)	↓	24,000 人 (H23) 24,000 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

市内で活動している商店会数は現状を維持しています。また、商店会等が行う数々の活性化事業が街中にぎわい推進事業等を活用して実施されるなど、元気な商店街づくりに取り組む商店会を支援することができました。

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

商店会が管理する街路灯は、商店の営業のためだけでなく、地域住民の防犯・安全にも寄与するものであることから、今後も継続的に管理されていくことが求められていますが、商店会の組織率の低下等により、商店会員の負担が大きくなっています。

8 今後の取組方向

今後も、元気な商店街づくりに取り組む商店会の支援を行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
地域通貨調査研究事業	0千円	0千円	0千円	368
街路灯等維持管理支援事業	2,990千円	536千円	3,526千円	369
市営駐車場維持管理事業	1,111千円	1,477千円	2,588千円	370
産業振興ビジョン推進事業	65千円	1,678千円	1,743千円	371
街中にぎわい推進事業	15,198千円	2,182千円	17,380千円	372
合計	19,364千円	5,873千円	25,237千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(4)	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします（総合計画 P119）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業の連携による経済の総合的な発展

総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。

○中小企業の経営支援

中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

3 基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。

また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。

4 施策

○企業の連携による地域経済の振興を図ります

経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。

○中小企業の経営安定を図ります

地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
佐倉工業団地連絡協議会会員数	社	61 社 (63 社)	↓	62 社 (H23)、63 社 (H22)
佐倉第三工業団地連絡協議会会員数	社	43 社 (41 社)	↑	39 社 (H23)、41 社 (H22)
佐倉市商工会議所加盟事務所数	件	1729 件 (維持)	↓	1776 件 (H22)
保存された伝統工芸・技術の数	件	2 件 (2 件)	↑	2 件 (H23) 2 件 (H22)
佐倉市中小企業資金融資制度 利用企業件数・金額	件・ 金額	194 件 9,554 千円	↓	198 件 10,869 千円 (H23)
産業まつり 出店数	店	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし
産業まつり 来場者数	人	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・各団体へ適切に補助金を交付し、団体の活動（工業団地内の環境維持、改善や地域共生の観点からの諸活動（地域の清掃、見学研修））を支援しました。特に平成23年度から再開した第三工業団地連絡協議会の活動を支援しました。 ・伝統的工芸品制作者2名に補助金を交付し、見学者の受け入れや出展等の事業を支援することにより、伝統的工芸品の普及を図りました。 ・平成23年度（平成24年3月17日、18日開催）に再開した産業まつり「佐倉モノづくり Festa」は、24年度は開催時期・場所を見直す中で、開催を見合わせ、25年度（5月18日・19日開催予定）の開催準備を行いました。 ・本基本施策につながる8事業のうち、目標を達成できたのは1事業ですが、総体的にみると本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します 本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

7 今後の課題

- ・商工会議所は、会員数が減少し組織率が低下しています。
- ・伝統的工芸品制作者の後継者不足により、近い将来にその技術・技法の消滅が懸念されるものもあります。

8 今後の取組方向

--

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
商業・工業団地育成事業	33,893千円	2,853千円	36,746千円	373
市内商工業啓発事業	583千円	2,146千円	2,729千円	374
工業団地案内看板環境整備事業	0千円	0千円	0千円	375
伝統産業保存育成事業	300千円	266千円	566千円	376
中小企業代位弁済損失補償事業	4,243千円	604千円	4,847千円	377
中小企業支援事業	14,577千円	8,122千円	22,699千円	378
技術の伝承・技能の向上への支援事業	0千円	0千円	0千円	379
中小企業資金融資基金事業	0千円	0千円	0千円	380
合計	53,596千円	13,991千円	67,587千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
施策	(5)	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します（総合計画 P120）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

○事務所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

3 基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業者に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

4 施策

○企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

○起業を促進します

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業者に対して技術的、経済的支援を行います。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5. 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市内進出企業数	社	11 社 (11 社)	↑	9 社 (H23)、9 社 (H22)
進出企業における市内従業員数	人	363 人 (-)	-	
起業支援事業助成件数	件	4 件 (2 件)	↑	1 件 (H23)
佐倉起業塾参加者数	人	10 人 (10 人)	↑	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市の企業誘致情報をPRする専用ホームページを設立しました。

・企業誘致助成6件（企業立地促進助成金4社、地元雇用促進奨励金1社、賃貸型立地促進助成金1社）を行い、市への誘致・定着を推進しました。

・企業誘致助成制度の拡充を行いました。（平成23年度）

①助成対象を「新設のみ」から「既存企業の増設」まで拡大

②地元雇用助成の助成額・助成期間を拡大

・起業支援事業を創設、支援件数5件（23年度1件、23年度4件）

・起業に関する市民講座「佐倉起業塾」を開催（全3回）し、10名の市民の参加を得ました。

・創業資金融資制度について、平成25年度からの実施に向けて作業を進めました。

以上のことより、本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市内工業団地の用地はほぼ全て埋まっており、空きがなく、進出希望の問い合わせに対して、進出先の土地を紹介できない状況です。

8 今後の取組方向

・企業誘致については、既存企業の動向や土地の動向情報を調査・収集します。

・起業支援については、事業啓発を行うことで支援実績の増加を目指します。また、新たな起業支援メニューとして、平成25年度から創業資金融資制度を開始します。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
企業誘致事業	136,858千円	6,210千円	143,068千円	381
優良事業拡大支援事業	0千円	0千円	0千円	382
起業支援事業	600千円	3,590千円	4,190千円	383
合計	137,458千円	9,800千円	147,258千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(6)	雇用が安定したまちにします（総合計画 P122）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

3 基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

4 施策

○就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
中小企業退職金共済の新規加入者分掛金の 補助金交付企業数・加入者数	社・ 人	34 社・107 人 (39 社・117 人)	↓	36 社、125 人 (H23)、 43 社、224 人 (H22)
佐倉共同高等職業訓練校修了人数	人	1 人 (6 人)	↓	6 人 (H23)、6 人 (H22)
地域職業相談室利用者数	人	20,259 人 (21,223 人)	↓	21,630 人 (H23) 21,223 人 (H22)
紹介率（企業紹介件数／相談件数）	%	28% (38%)	↓	28% (H23) 38% (H22)
新規求職者の就職率（就職件数／新規求職者数）	%	85% (47%)	↑	41% (H23) 47% (H22)
地域職業相談室利用者の就職件数	件	896 人 (794 人)	↑	754 件 (H23) 794 件 (H22)
就業促進セミナー参加者数	人	57 人 (51 人)	↑	45 人 (H23) 51 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・中小企業退職金共済掛金補助事業 34社107名に対し、退職金掛金の一部を補助しました。 ・地域職業相談室運営事業 佐倉市地域職業相談室（ミレニアムセンター佐倉内）にて、20,071件の相談対応を行い、5,675件の職業紹介を行い、896件が就職に結びつきました。 ・特定求職者雇用促進事業 障害者雇用支援のため、雇用促進奨励金の交付を2件行いました。 ・職業能力向上支援事業 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、1人の技術者を育成しました。 ・就職希望者を対象とするセミナーを3回開催しました。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・特定求職者雇用促進事業の障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金は、補助金の申請が制度創設以来少なく、抜本的な見直しが必要と思われます。
--

8 今後の取組方向

・障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金について、見直しを行います。
--

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
中小企業退職金共済掛金補助事業	912千円	604千円	1,516千円	384
地域職業相談室運営事業	351千円	971千円	1,322千円	385
特定求職者雇用促進事業	335千円	435千円	770千円	386
職業能力向上支援事業	686千円	166千円	852千円	387
就業促進支援事業	93千円	0千円	93千円	388
合計	2,377千円	2,176千円	4,553千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章 (7)	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～ 住んでよし、訪れてよしのまちにします（総合計画 P123）
----------	------------	---

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○城下町としてのイメージ強化 本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。 城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけではなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。
○ふるさと広場周辺の交通渋滞 本市の代表的な観光拠点の1つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。
○町並みの不統一感 佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。
○観光施設やイベントの積極的なPR テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的にPRする必要があります。
○観光施設間の回遊性の向上 本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

3 基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。 また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。
--

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

4 施策

○観光拠点などを充実させます 観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。
○観光行事を充実させます 観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。
○人材や団体の育成を支援します 観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。
○市のPR及び観光情報の収集・提供を行います 佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
年間観光客入込数	人	1,358,432 人 (1,196,352 人)	↑	1,196,352 人 (H23) 1,423,384 人 (H22)
主要観光施設の来館者数	人	830,432 人 (808,352 人)	↑	808,352 人 (H23) 954,384 人 (H22) ※年
観光イベントの来場者数	人	528,000 人 (50,000 人)	↑	388,000 人 (H23) 469,000 人 (H22)
佐倉の観光に対する市民満足度	%	—%	—	
観光協会（京成佐倉駅前）における案内件数	件	12,136 件 (10,708 件)	↑	10,708 件 (H23) 12,506 件 (H22)
JR 佐倉駅前観光情報センター利用者数	人	15,736 人 (13,065 人)	↑	13,065 人 (H23) 15,008 人 (H22)
市観光ホームページアクセス件数	件	75,426 件 (50,000 件)	↑	※ホームページリニューアルのため、 H24 からカウント
年間撮影件数	件	30 件 (15 件)	↑	13 件 (H23)、11 件 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・観光施設の維持管理を行いました。

①佐倉新町おはやし館管理運営業務：指定管理者に委託（平成 22～25 年度）
（佐倉囃子（佐倉市指定無形文化財）の伝統啓発、山車人形の展示、観光情報の提供や郷土の文化、伝統行事、物産等の紹介）

②飯野台観光施設（佐倉サンセットヒルズ）管理運営業務：指定管理者に委託（平成 20～23 年度）
（オートキャンプ場、バーベキュー、テニスコート、野鳥の森）

③佐倉ふるさと広場管理棟管理業務：佐倉市観光協会に委託（単年度）
（ふるさと広場、サイクリングロード利用者の休憩施設）

本基本施策につながる 9 事業のうち、7 事業が目標を達成したあるいは概ね目標を達成していることから本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・城下町地区は、市施設だけではなく、民間所有の資産を活用した事業などを実施する必要があります。

・印旛沼周辺は、親水性のある事業の実施と緑、花を活用した事業を実施する必要があります。

・佐倉城址のさくら（旧称：市民さくらまつり）、時代まつりは、市が主体的に取り組むものへと変更しています。

・やめたくてもやめられないイベントばかりです。少しでもよりよいイベントとなるように、工夫しながら、コスト削減を努力しながら取り組んでいきます。

8 今後の取組方向

・参加体験型の事業と毎回切り口をかえ、新鮮な事業を行うことによって、参加者の満足度を高め、1,000 人が 1 回ではなく、1 人が 1,000 回訪れるようなまちにしていきます。

・イベントの目的やコンセプトを明確にし、イベントにかかわる人が共有しながら取り組んでいきます。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
観光施設維持管理事業	13,385千円	3,807千円	17,192千円	389
観光資源創出事業	200千円	388千円	588千円	390
緊急雇用創出事業(野鳥の森等整備事業)	0千円	0千円	0千円	391
観光施設整備事業	0千円	382千円	382千円	392
観光イベント事業	61,785千円	15,140千円	76,925千円	393
観光協会等支援事業	9,136千円	1,107千円	10,243千円	394
観光広報事業	2,839千円	1,717千円	4,556千円	395
観光情報発信事業	809千円	0千円	809千円	396
シティセールス事業	0千円	858千円	858千円	397
合計	88,154千円	23,399千円	111,553千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(1)	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします (総合計画 P148)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

○市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

3 基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

4 施策

○まちづくりに対する市民の関心を高めます まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。
○地域のまちづくり活動の環境を整備します 自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。
○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。
○地域コミュニティ活動への支援を行います 地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
○コミュニティの活動拠点を確保します 各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
地 縁 団 体 数	団体	251 団体 (247 団体)	↑	249 団体 (H23) 245 団体 (H22)
業務委託契約団体数	団体	251 団体 (250 団体)	↑	249 団体 (H23) 246 団体 (H22)
自治振興事業実施率	件	95.6% (地縁組織団 体の 95%)	↑	97.2% (H23) 95.9% (H22)
地区集会所支援実施率	%	100% (100%)	↑	33 回 2,755 人 (H23)
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民協働事業実施事業数	事業	6 事業 (5 事業)	↓	4 事業 (H23) 4 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認証協議会数	団体	5 団体 (6 団体)	↑	5 団体 (H23) 4 団体 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
地域まちづくり事業実施事業数	事業	35 事業 (36 事業)	↓	32 事業 (H23) 24 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	166 団体 (H23) 158 団体 (H22)
市民協働推進講演会の参加者人数	人	216 人 (175 人)	↑	185 人 (H23) 175 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断します。

地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断します。

地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断します。

コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる11の成果指標のうち9の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加しています。
- ・自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要です。
- ・市民の自治意識の醸成が必要です。

8 今後の取組方向

- ・新規開発等がある場合は、既存自治会への加入や新規自治会の設立支援を引き続き行ってまいります。
- ・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き行ってまいります。
- ・自治会・NPO等が行うまちづくり活動に対して引き続き支援を行ってまいります。
- ・地域のまちづくり活動をより盛んにするためにも、多くの市民の皆様にまちづくりに対する関心をもっていただけるよう、効果的な広報等を行ってまいります。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
市民協働推進事業	375千円	3,357千円	3,732千円	525
市民協働事業	1,638千円	4,274千円	5,912千円	526
地域まちづくり協議会事業	3,902千円	1,817千円	5,719千円	528
市民憲章推進事業	1,509千円	3,262千円	4,771千円	529
自治会等活動推進事業	30,555千円	12,648千円	43,203千円	530
コミュニティ環境整備事業	13,550千円	4,532千円	18,082千円	531
合計	51,529千円	29,890千円	81,419千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(2)	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします (総合計画 P150)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

○自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

3 基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

4 施策

○市民公益活動に対する市民の関心を高めます

多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します

○市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

5 成果指標

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民公益サポートセンターの利用人数	人	8,442 人 (7,515 人)	↑	7,861 人 (H23) 7,367 人 (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	158 団体 (H22)

6 施策の総合評価

市民公益活動に対する市民の関心に関する指標は、今回の調査が初期値となるため、今後、目標値を設定し、次回の調査時にあらためて判断します。

市民公益活動を促進する環境整備については、市民公益活動サポートセンター利用者数及び市民公益活動団体数から、順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる3つの成果指標のうち、2つが達成できていることから、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・市民公益活動が市民にとってより身近なものとして感じることができるよう啓発が必要です。
- ・市民公益活動団体の活動をより充実するとともに、継続して活動できるような支援が必要です。

8 今後の取組方向

- ・より多くの市民の皆様に、市民公益活動に対する関心をもつことができるよう、他団体等と連携しながらより効果的な周知啓発を図ってまいります。
- ・市民公益活動を促進する施設・機能である市民公益活動サポートセンターと緊密な連携を図りながら効果的な団体支援を行ってまいります。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
ボランティア活動等振興事業	514千円	6,195千円	6,709千円	533
市民公益活動サポートセンター 管理運営事業	14,568千円	1,992千円	16,560千円	534
合計	15,082千円	8,187千円	23,269千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(3)	お互いの人権を尊重しあうまちにします （総合計画 P152）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、教育委員会事務局・指導課、教育委員会事務局・社会教育課

2 現状と課題

○推進体制づくり 人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
○市民の人権意識の高揚 偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。
○基本的人権の正しい知識 市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

4 施策

○人権施策に関する推進体制の充実を図ります 市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。
○人権問題について考える機会を提供します 多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります
○人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します 基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
人権は何よりも尊重されなければならない と考える市民の割合	%	— (—)	—	
さくらヒューマントークへの参加者数	人	739 人 (600 人)	↓	703 人 (H23) 606 人 (H22)
人権を対象とした講座受講者数	人	148 人 (171 人)	↓	171 人 (H23)
地域交流施設の利用者数	人	1,647 人 (2,622 人)	↓	2,683 人 (H23) 2,622 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

- ・市民音楽ホールについて「さくらヒューマントーク」を開催し、739人の参加がありました。
- ・学校や地域における人権教育に係る授業や行事に対する支援を行いました。

本基本施策は、数値で判断することは難しい面もありますが、総体的に本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・市民向けの啓発イベントは、講演会のテーマ、講師の知名度により集客数が大きく左右されてしまいます。
- ・人権問題は日々変化するとともに複雑、多様化しており、常に現在の人権問題を把握し、周知する必要があります。
- ・市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

8 今後の取組方向

- ・多くの市民に、時代によって変化する人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図るために継続して事業を行います。
- ・数値で判断することは難しいですが、児童生徒の人権に対する知識や意識がどのような環境においても生涯に渡って根付いていけるような教育を展開できるような支援を行っていきます。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
人権施策推進事業	1,750千円	3,860千円	5,610千円	536
（仮）人権推進資料センター設置事業	0千円	2,315千円	2,315千円	537
人権施策企画事業	0千円	3,055千円	3,055千円	538
人権啓発推進事業	2,544千円	4,698千円	7,242千円	539
中学校人権教育推進事業	0千円	636千円	636千円	540
人権教育推進事業	848千円	3,336千円	4,184千円	541
小学校人権教育推進事業	235千円	1,273千円	1,508千円	542
合計	5,377千円	19,173千円	24,550千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(4)	男女がともに参画できるまちにします （総合計画 P154）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、健康こども部児童青少年課

2 現状と課題

○男女平等意識の定着 家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。
○あらゆる場における男女平等参画の実現 政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。
○男女平等参画推進センターの機能の充実 男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります
○DV 対策の推進 DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。 また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

4 施策

○男女平等についての意識の啓発を図ります 市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。
○男女が対等な立場で参画できる環境を整備します 男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします
○男女平等参画推進センターの機能を充実します 市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります
○DV 対策を推進します DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
さくらフェスタ参加者数	人	401 人 (450 人)	↓	322 人 (H23) 482 人 (H22)
男女平等参画社会の理念の普及	%	— (39.5%)	—	36.2% (H23)
男女平等参画推進センターの来館者数	人	38,958 人 (35,200 人)	↑	37,494 人 (H23) 43,048 人 (H22)
各種審議会・委員会等の女性委員比率	%	25.9% (35.0%)	↓	24.6% (H23) 24.8% (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

- ・男女平等参画に関する啓発事業「さくらフェスタ」を開催しました。
- ・施策の進行状況について、審議会の評価と意見を事業担当課にフィードバックし、市民へ公表しました。
- ・男女平等参画推進センターでは、市民のニーズにあった事業の実施や居心地いい空間づくりに努め、来館者が38,000人を超えました。
- ・緊急を要する場合の一時保護支援の扶助をすることで、被害者の安全を確保し、その後の生活を支援する期間につなぐことが可能になります。関係機関との連携により、緊急一時避難の扶助費を使用することなく被害者の安全確保ができました。

本基本施策につながるすべての成果指標において昨年度の実績値以上であること、また各種審議会・委員会等の女性委員比率は着実な上昇が目標達成へ繋がることから、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しくはありますが、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・男女平等参画意識の啓発に市民の理解・協力を得ながら啓発事業を実施していますが、協力者・参加者をいかに増やし意識の醸成につなげていくかが課題です。
- ・推進センターは、施設設置から10年が経過しましたが、今後も市民全体へ認知度を高める必要があります。
- ・各種審議会、委員会等の女性委員の登用について、目標比率の達成に向け進める必要があります。
- ・関係機関との連携を強化することで、より安全確保することに努めます。

8 今後の取組方向

- ・啓発事業の参加者アンケートの結果から、啓発事業開催による効果を測定し、次回の事業に反映します。
- ・推進センターの運営において、指定管理者のノウハウと自発性を活用し、市と指定管理者が対等の立場で互いのアイデアを出し合い、多くの市民が利用したいと思う施設、市民が参加したいと思う事業を開催します。
- ・審議会委員等における女性委員の登用については、女性委員比率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率を示し、女性委員の登用への配慮を促します。
- ・DV被害者の安全確保のため、事業の継続が必要です。

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
男女平等参画啓発事業	512千円	5,068千円	5,580千円	543
男女平等参画推進事業	333千円	6,713千円	7,046千円	544
男女平等参画推進センター事業	21,222千円	3,357千円	24,579千円	546
D V 対 策 事 業	0千円	6,376千円	6,376千円	548
合計	15,082千円	8,187千円	23,269千円	

平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月31日（水） （午後3時00分～） 議会棟第1委員会室	第1回	・平成24年度行政評価の報告 ・平成25年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） ・意見交換
8月26日（月） （10時00分～） 議会棟第4委員会室	第2回	・対象基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） ・意見交換について
9月24日（火） （17時00分～） 社会福祉センター3階	第3回	・部局との意見交換（2～3基本施策） （防災防犯課所管施策）
10月1日（火） （17時00分～） 1号館6階会議室	第4回	・部局との意見交換（2～3基本施策） （自治人権推進課所管施策）
10月15日（火） （15時00分～）	第5回	・部局との意見交換（2～3基本施策） （産業振興課所管施策）
10月下旬	第6回	・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について
11月上旬	第7回	・意見書のとりまとめ
11月下旬	第8回	・意見書のとりまとめ
12月下旬	第9回	・意見書提出